

群馬大学医学部附属病院カルテ共有サービス利用要項

令和 8. 5.25 制定

(目的)

第1 この要項は、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）が提供するカルテ共有サービスの利用に関し必要な事項を定め、本院における患者参加型医療の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) カルテ共有サービス 本院が患者に対して提供する、本院が保有する患者本人に関する診療記録その他の医療情報を、当該患者が閲覧し、又は利用するためのサービスであって、第2号の診療記録共有システム及び第3号のPHRサービス(Personal Health Record サービス)をいう。
- (2) 診療記録共有システム 本院の医療情報システムに実装された機能を用いて、本院が保有する患者本人に関する診療記録その他の医療情報のうち、本院が当該システムにより閲覧可能とする情報を、患者が閲覧する仕組みをいう。
- (3) PHR サービス 本院が保有する患者本人に関する診療記録その他の医療情報のうち、本院が定める範囲の情報を、患者本人が保有するスマートフォンその他の情報通信端末から閲覧し、又は利用することができるよう、本院が提供するものをいう。本院は、当該サービスの提供の全部又は一部を外部事業者に委託することがある。

(対象者)

第3 カルテ共有サービスの対象者は、次の各号をすべて満たした者とする。

- (1) 本院通院中又は入院中の18歳以上の患者本人
- (2) カルテ共有サービスを利用することにより治療に支障がない者

2 カルテ共有サービスの許可を得た者が、自己の判断と責任において、カルテ共有サービスにより閲覧可能な情報を本人以外の者に共有することは妨げない。

(カルテ共有の手続き)

第4 対象者のうちカルテ共有サービスの利用を希望する者は、診察時等に担当医（臨床研修医除く。以下同じ。）にその旨を申し出るものとする。ただし、当該対象者が入院中の場合は、別に定めるカルテ共有申込書を病棟スタッフ経由又は直接担当医に提出することができる。

2 利用希望の申出又は申込書の提出があった場合、担当医は閲覧の可否を判断し、許可す

る場合には、パスワードを発行し、本人に交付する。不許可の場合は、本人にその理由を説明する。

- 3 不許可決定に不服がある者は、別に定める様式により、病院長に対し異議申立てを行うことができる。病院長は、診療科長及び担当医と協議し、可否を決定する。不許可とする場合は、患者本人又は第三者の権利利益の保護及び診療上の支障の防止に配慮し、理由の概要を必要な範囲で示すものとする。
- 4 臨床研修医がカルテ共有サービスの利用の申出を受けた場合は、上級医に対応を依頼するものとする。依頼を受けた上級医は、本項に準じて手続きを行うものとする。

(不許可事由)

第5 カルテ共有サービスを不許可とする事由は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第三者の利益を害するおそれのある場合
- (2) 患者本人の心身の状態を著しく損なうおそれのある場合
- (3) カルテ共有サービスの利用によって診療に明らかな支障が生じる場合
- (4) 法令に違反する場合
- (5) 虐待事案又は犯罪事案に関係し、又はその疑いがある場合
- (6) 交通事故に関係する場合
- (7) 詐病が疑われる場合
- (8) その他、病院長が不許可と判断した場合

(PHR サービスの利用申込み)

第6 第3の対象者であって、診療記録共有システムの閲覧パスワードの発行を受けており、かつPHRサービスの申込み時において当該パスワードが有効期限内にある者が、PHRサービスの利用を希望する場合には、別に定めるPHRサービス申込書を本院に提出するものとする。

- 2 申込書の提出をもって、当該対象者は、本要項及び本院又はPHRサービスの提供を受託する事業者が別に定める利用条件等に同意したものとみなす。

(個人情報の取扱い)

第7 本院がPHRサービス利用者に関する個人情報を、PHRサービスの提供を受託する事業者へ提供する場合には、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 適正な申込書の提出により、PHRサービス利用の意思表示があった場合
 - (2) 本院担当者の確認により、申込者の本人確認ができた場合
- 2 その他個人情報の取扱いは「国立大学法人群馬大学の個人情報の取扱いに関する基本方針」に基づくものとする。ただし、PHRサービスの提供を受託する事業者に提供された個人情報は、当該事業者が別に定める利用規約、個人情報保護方針等に基づき取り扱われ

るものとする。

(医療情報の提供の一時停止)

第8 本院は、PHR サービス利用者へ事前に通知することなく、メンテナンスやシステム障害その他やむを得ない事由により、PHR サービスへの医療情報の提供を一時的に停止することができる。医療情報の提供を一時停止する事由が解消されたときは、速やかに医療情報の提供を再開するものとする。

(異常検知時の対応)

第9 第三者によるなりすまし利用その他の異常を本院が検知した場合には、本院は正規利用者へ事前に通知することなく、当該利用者登録を無効にし、閲覧を停止することができる。

(禁止事項)

第10 カルテ共有サービスの利用者は、次に掲げる行為を行ってはならない。本院は、利用者がこれに違反した場合には、その程度に応じ、カルテ共有サービスの利用停止その他必要な措置を講じることができる。

- (1) 本要項に規定する利用条件に反する用途で利用すること
- (2) カルテ共有サービスにより閲覧した情報又は閲覧画面を SNS 等に掲載し、本院若しくはその関係者又はその他の第三者を誹謗中傷し、不利益若しくは損害を与え、又はそれらのおそれのある行為
- (3) その他本院がカルテ共有サービスの運営管理上、不適切と判断する行為

(免責事項等)

第11 本院は、カルテ共有サービスの内容変更又は提供の停止、中断、中止若しくは終了によって生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

2 本院は、法令上本院が責任を負うべき場合を除き、カルテ共有サービスの利用により利用者に直接又は間接的に発生した不利益又は損害について、責任を負わないものとする。

(要項の改廃)

第12 この要項の改廃は、医療の質向上委員会の議を経て、医療の質向上委員会委員長が行う。

(雑則)

第13 この要項に定めるもののほか、カルテ共有サービスの利用に関し必要な事項は、医療の質向上委員会委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和8年5月25日から施行し、令和8年3月2日から適用する。
- 2 群馬大学医学部附属病院における患者との診療記録共有システムの運用についての申合せ（令和6年12月6日制定）は廃止する。